

県民まちなみ緑化事業（第5期 令和8年4月～） 一般緑化・植栽基盤整備のみへの補助についての考え方

運用見直しの概要

都市部における一層の緑化推進に向け、より多様な緑化活動を支援するため、令和8年4月から始まる第5期では、「一般緑化」メニューにおいて、植栽基盤整備（草花や野菜などを植えるための土壌づくり）のみに対しても補助を行います。



運用方針

対象区域 市街化区域又は人口集中地区（主にまちなかの建物が立ち並んだ地域 ※詳しくはお問い合わせください）

対象箇所 国又は公共団体が所有・管理する土地

補助要件 次のア～ウのいずれにも該当するものであること。

申請時に誓約書を提出

- ア 植栽基盤整備及びその後に予定される緑地整備について、土地を所有・管理する国又は公共団体から承諾、許可等を受けている
- イ 本事業で補助を受ける年度の翌年度の末までに、当該植栽基盤が緑化※される
 - ※・植樹等の緑化を行う者が補助を受ける者とは同一でなくても可とするが、緑地全体の管理運営は補助を受ける者が行うことを原則とする。
 - ・植栽基盤を菜園として運営する場合は、利用者の募集をしていれば緑化されているものとみなす。
- ウ 本事業で補助を受ける年度の翌年度から起算して、少なくとも5年間は、植栽基盤及び緑地が適正に維持管理される（植栽基盤部分の改変も原則不可）

注：翌年度末までに緑化がされない等の補助要件違反が発覚し、県の指導に従わない場合は補助金返還を求める場合があります。

補助限度額 植栽基盤整備のみの部分が含まれる場合の補助限度額は以下のとおりとする。

補助対象者	補助限度額	
住民団体が 公共用地(※) で実施する場合 補助率 10/10	$6,000\text{円}/\text{m}^2 \times A + 10,000\text{円}/\text{m}^2 \times B$ 最大4,000,000円 ※6,000円/㎡×A → 植栽基盤をプランターとする場合は120,000円/基×プランター基数で算定	A：植栽基盤整備のみの部分（緑化なし）の面積（㎡） B：緑化を行う部分の面積（㎡）
個人・法人 が実施する場合 補助率 1/2	$3,000\text{円}/\text{m}^2 \times A + 6,400\text{円}/\text{m}^2 \times B$ 最大2,500,000円 ※3,000円/㎡×A → 植栽基盤をプランターとする場合は60,000円/基×プランター基数で算定	A：植栽基盤整備のみの部分（緑化なし）の面積（㎡） B：緑化を行う部分の面積（㎡）

※利用者から料金を徴収する菜園、花壇等として整備する場合は公共用地として扱わない（住民団体による申請であっても補助率は1/2）

<算定例1>

◆申請者：法人
 ◆計画内容：市有地に植栽基盤として300㎡を整備、その中の一画に高木を5本（10㎡/本で換算）植栽
 ⇒補助限度額…3,000円/㎡×(300-50)㎡+6,400円/㎡×50㎡
 =1,070,000円

<算定例2>

◆申請者：法人
 ◆計画内容：市有地に植栽基盤として大型プランターを20基設置、その周囲に高木を5本植栽
 ⇒補助限度額…60,000円/基×20基+6,400円/㎡×50㎡
 =1,520,000円

補助対象

植栽基盤整備のみ（緑化なし）を行う部分の補助対象は下表のとおりとする。

	補助対象とするもの	補助対象としないもの（例）
資材費	<ul style="list-style-type: none"> ○植栽基盤整備に必要な資材 <ul style="list-style-type: none"> ・真砂土、肥料、土壌改良材 等 ・縁石、仕切り板、土留め材 等 ・プランター(※) ○植栽基盤の整備や維持管理作業に必要な用具類 <ul style="list-style-type: none"> ・スコップ、シャベル等 （注：利用者に貸出しを行うものは除く） ○水やりに必要な用具類 <ul style="list-style-type: none"> ・ホース、灌水チューブ 等 ○県民緑税を活用したことを記した表示板 ※設置必須 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックとして保管する真砂土、肥料、土壌改良材等 ・緑（草花や野菜など）の植え付けや、維持管理作業に必要な資材・用具類（利用者に提供・貸出しを行うものも含む）例）支柱、マルチング材、トンネルパッカー、くわ、スコップ、ハサミ等 ・木製デッキ、ライトアップ機器、ベンチ等 ・資材・用具を保管するための倉庫
施工費	<ul style="list-style-type: none"> ○植栽基盤整備に必要な工事 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削、耕運、真砂土敷均し、土壌改良、整地等 ○水道設備・灌水設備工事 ○残土の運搬・処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木（良好に生育しているもの）の撤去

注1：緑地の管理運営に必要な通路等の整備費も補助対象としますが、補助限度額の算定には通路等の部分の面積は含めません。

注2：植栽基盤のみへの補助を受けた場合は、翌年度以降も当該補助基盤における緑化は補助対象となりません。

※プランターによる植栽基盤整備は、地植えが困難な場所に限り補助対象とします。ただし、以下の2要件に該当する場合は、作業時における身体への負担軽減の観点から、一定の高さのあるプランターに限り、地植えが困難な場所でも補助対象とします。

- 花苗や野菜など、植替えや維持管理の作業頻度が高い緑化を想定している
- 緑化活動を行う者の中に高齢者や障がい者が含まれることが想定される



高さのあるプランター（イメージ）

問合せ先



神戸地域	まちづくり部都市政策課緑化政策班	☎ 078(362)3563
阪神南・北地域	宝塚土木事務所まちづくり建築課	☎ 0797(83)3191
東播磨地域	加古川土木事務所まちづくり建築課	☎ 079(421)9402
北播磨地域	加東土木事務所まちづくり建築課	☎ 0795(42)9407
中・西播磨地域	姫路土木事務所まちづくり建築第1課	☎ 079(281)9313
但馬地域	豊岡土木事務所まちづくり建築課	☎ 0796(26)3757
丹波地域	丹波土木事務所まちづくり建築課	☎ 0795(73)3860
淡路地域	洲本土木事務所まちづくり建築課	☎ 0799(26)3247

詳細はこちら



県民まちなみ緑化事業
ホームページ